

妙音沢特別緑地保全地区について

【概要】

所在地：新座市栄一丁目

面 積：約 3. 3 h a (市有地：約 3. 1 h a、民有地：約 0. 2 h a)

新座市東部の黒目川右岸段丘の雑木林。林内から大沢、小沢の 2 本の湧水が絶え間なく流れている。また、東京近郊では貴重なカタクリやイチリンソウなどの植物が自生している。

【これまでの主な経緯】

昭和 61 年 3 月 (1986 年)	新座市第 2 次基本構想総合振興計画（市の最上位計画）において、自然環境の保全を図る緑地として位置付ける。
平成 11 年 3 月 (1999 年)	緑地整備の基本方針等を示した「新座市栄一丁目緑地基本計画」を策定。
平成 14 年 1 月 (2002 年)	埼玉県において、妙音沢緑地の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定される。 ※H13～H15にかけて、埼玉県が急傾斜地崩壊対策事業を実施。
平成 16 年 2 月 (2004 年)	都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」として都市計画決定。
平成 16 年 12 月 (2004 年)	第 1 回「妙音沢緑地クリーンアップ作戦」を開催。
平成 20 年 6 月 (2008 年)	環境省が所管する「平成の名水百選」に選定される。
平成 25 年 3 月 (2013 年)	緑地の散策や植物の踏圧保護用の木道を整備する。
平成 26 年度 (2014 年度)	新座高校隣地の三角地に整備予定の「修景施設」の実施設計を行う。※工事については未実施。
平成 26 年 4 月 (2014 年)	緑地内で発見された新種の桜を「ミヨウオンサワハタザクラ」と命名。
令和 5 年 3 月 (2023 年)	第 5 次新座市総合計画実施計画に修景施設の整備を位置付ける。
令和 6 年 2 月 (2024 年) 令和 7 年 1 月 (2025 年)	地元町内会や関係団体等と修景施設に係る意見交換会を実施。

妙音沢特別緑地保全地区の区域

